

特定個人情報保護評価の再実施について（国民健康保険）

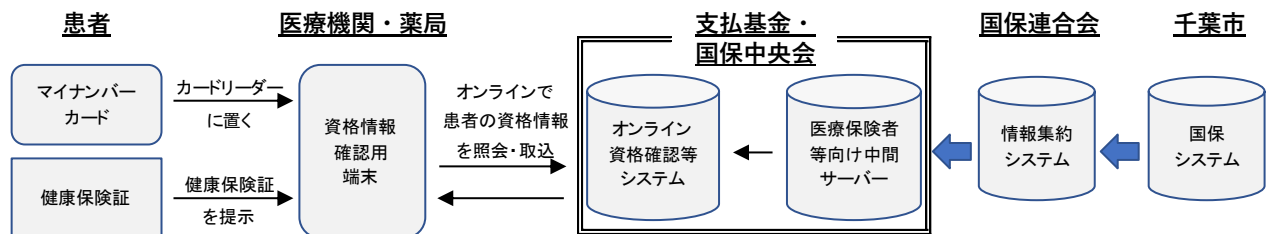
1 国民健康保険制度の概要等

国民健康保険制度は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成 30 年 4 月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うことになるなど、制度の見直しが図られているところであり、令和 3 年 3 月からは「オンライン資格確認」を導入し、保険者間で被保険者の正確な資格履歴等を一元的に管理できる仕組みを創設することで、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るものです。

2 オンライン資格確認

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードの IC チップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができる仕組みのことをいいます。



3 医療保険者等向け中間サーバー（再構築）

資格情報の一元管理を行うため、5 制度（健保組合・協会けんぽ・共済組合・国保組合・後期広域連合）で運用している医療保険者等向け中間サーバーを活用し、市町村国保の被保険者情報も集約することになります。

※特定個人情報の新たな提供先になります。（医療保険者等向け中間サーバー ← 国保連合会 ← 市）

4 オンライン資格確認等システム（新設）

医療保険者等向け中間サーバーから、マイナンバー等の情報を除いた資格情報等が集約され、このシステムが医療機関・薬局からのオンライン資格照会に対応します。

※特定個人情報の提供先にはなりません。

5 評価書の主な変更点

①事務内容の追加：

オンライン資格確認等システムの導入に伴い、特定個人情報の提供先を従前の情報集約システムから医療保険者等向け中間サーバーにまで拡大したこと。

②特定個人情報を取り扱うシステム・委託事項等の追加：

上記①に伴い、特定個人情報を取り扱うシステム等評価書における各項目にオンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバーに関する内容を追加したこと。